

家庭学習のための通信機器貸与実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の家庭学習を支援するための通信機器の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与物品)

第2条 長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から貸与する物品は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の物品については、貸与期間を令和4年3月31日までとする。

- (1) 通信機器 1台
- (2) 通信機器用充電器 1台
- (3) 取扱説明書 1部
- (4) SIMカード（原則、1か月あたりの通信料5GBまでとする。） 1枚

(対象者)

第4条 貸与の対象となる者は、児童生徒がタブレット端末、パソコン等をインターネットに接続できる環境がない家庭の保護者とする。

(申請)

第5条 貸与を希望する者は、長久手市家庭学習用モバイルルーター貸出申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸与許可)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは貸与を許可するものとする。

2 貸与の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、モバイルルーター受領書（様式第2号）を教育委員会へ提出し、貸与物品を使用することができる。

(貸与許可の取消し)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与許可を取り消し、貸与物品を返却させることができる。

- (1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

- (2) この要綱に反したとき。
- (3) 虚偽の申請により貸与許可を受けたとき。

(取扱い)

第8条 使用者は、貸与物品について善良な意志をもって使用するものとする。

2 使用者は、貸与物品の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与物品を家庭学習の目的以外で使用しないこと。
- (2) 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- (3) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損しないこと。
- (4) 貸与物品を使用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。

3 使用者は、教育委員会又は学校から貸与物品の利用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(返却期限)

第9条 使用者は、貸与許可日が属する年度の3月31日までに、貸与物品を教育委員会へ返却しなければならない。

2 使用者が、長久手市家庭学習用モバイルルーター貸与申請書【継続使用】(様式第3号)を提出し、教育委員会が貸与継続を許可した場合は、返却期限を次年度の3月31日までとすることができる。

3 使用者は、第4条の規定に該当しなくなった場合は、速やかに貸与物品を教育委員会へ返却しなければならない。

(破損又は紛失)

第10条 使用者は、貸与物品の一部若しくは全部を破損又は紛失したときは、教育委員会へ長久手市家庭学習用モバイルルーター破損等届(様式第4号)により直ちに報告しなければならない。

2 前項の場合において、貸与物品の弁償及び修理に係る費用は、使用者が負担するものとする。ただし、使用者が弁償することが適当でないとき教育委員会が認めたときは、この限りではない。

(費用の負担)

第11条 教育委員会は、使用者に貸出物品を無償で貸与する。

2 使用者は、貸与物品を使用するための充電に要する電気使用料を負担しな

ければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定める事項のほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。